

規制・制度改革に関する分科会
第1ワーキンググループ第5回会合

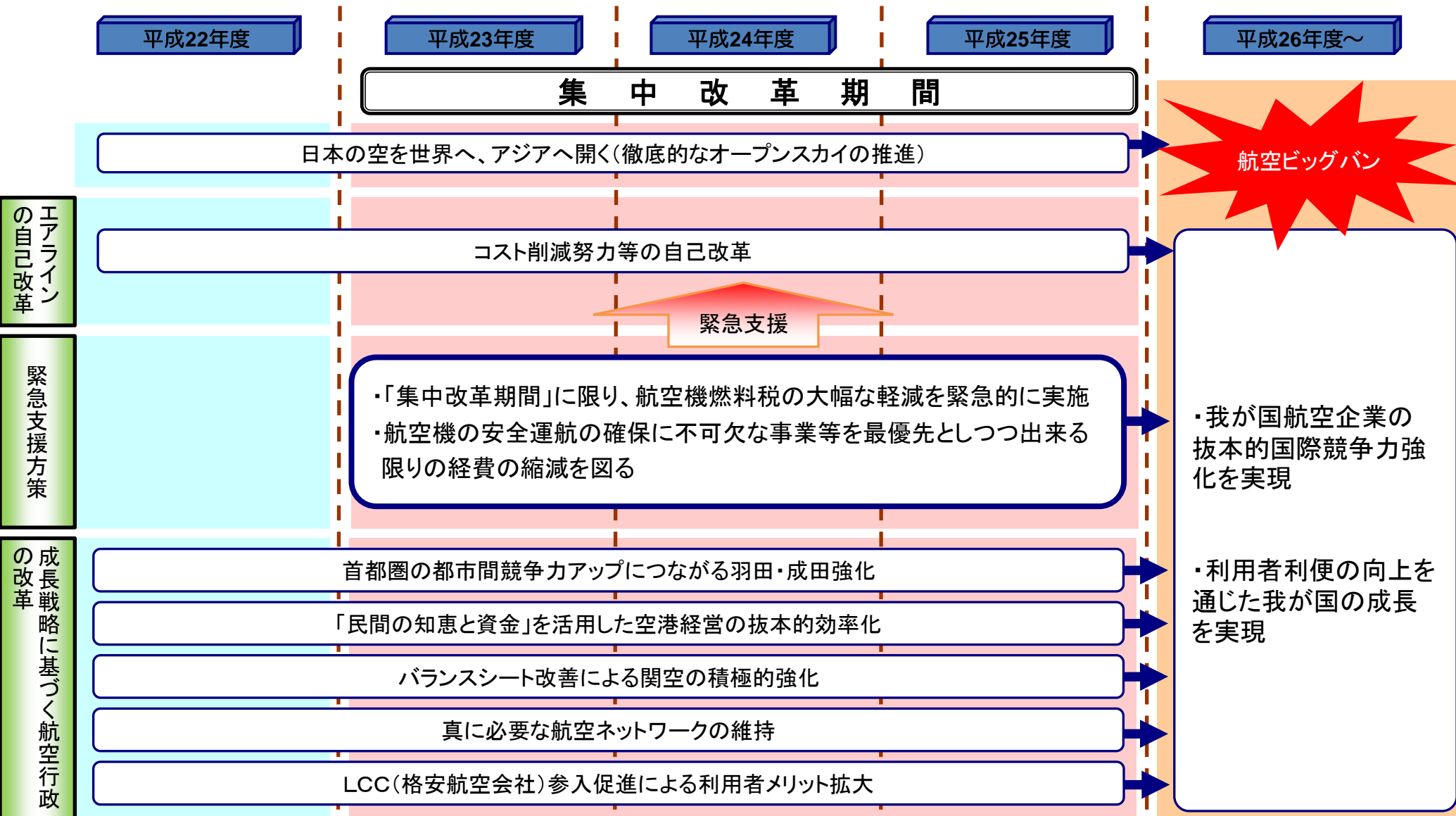
国土交通省 説明資料

平成24年3月19日

国土交通省 航空局

我が国航空企業と航空行政の集中改革

国土交通省成長戦略会議に基づいて、国際競争力強化の観点から、平成23年度から3年間(首都圏空港(羽田・成田)の発着枠の増加が完了するまでの期間)を「集中改革期間」と位置づけ、航空行政として緊急的な支援を実施。



【航空分野】我が国の成長に貢献する航空政策へ

I 日本の空を世界へ、アジアへ開く（徹底的なオープンスカイの推進）

- 成田の30万回化に係る地元合意を前提に首都圏空港を含めたオープンスカイを推進。
- 国際航空物流の活性化のため、従来の枠組みを超えた抜本的な自由化を推進するとともに、フォワード・チャーター等に係る規制を緩和。
- 観光立国の実現、LCC(格安航空会社)はじめ新規参入促進のため、アジアの諸国・地域を最優先に新たな枠組みの合意を目指す。

II 首都圏の都市間競争力アップにつながる羽田・成田強化

III 「民間の知恵と資金」を活用した空港経営の抜本的効率化

V 真に必要な航空ネットワークの維持

IV バランスシート改善による関空の積極的強化

VI LCC参入促進による利用者メリット拡大

- 拠点空港におけるLCC(格安航空会社)専用ターミナルの整備検討。
- 国際動向に迅速・的確に対応した技術規制の緩和等による航空会社の低コスト化支援。

[国土交通省成長戦略] - 抜粋 -

3. 航空分野

戦略6:LCC 参入促進による利用者メリット拡大

2. 課題に対応した政策案

(2) 技術規制の緩和

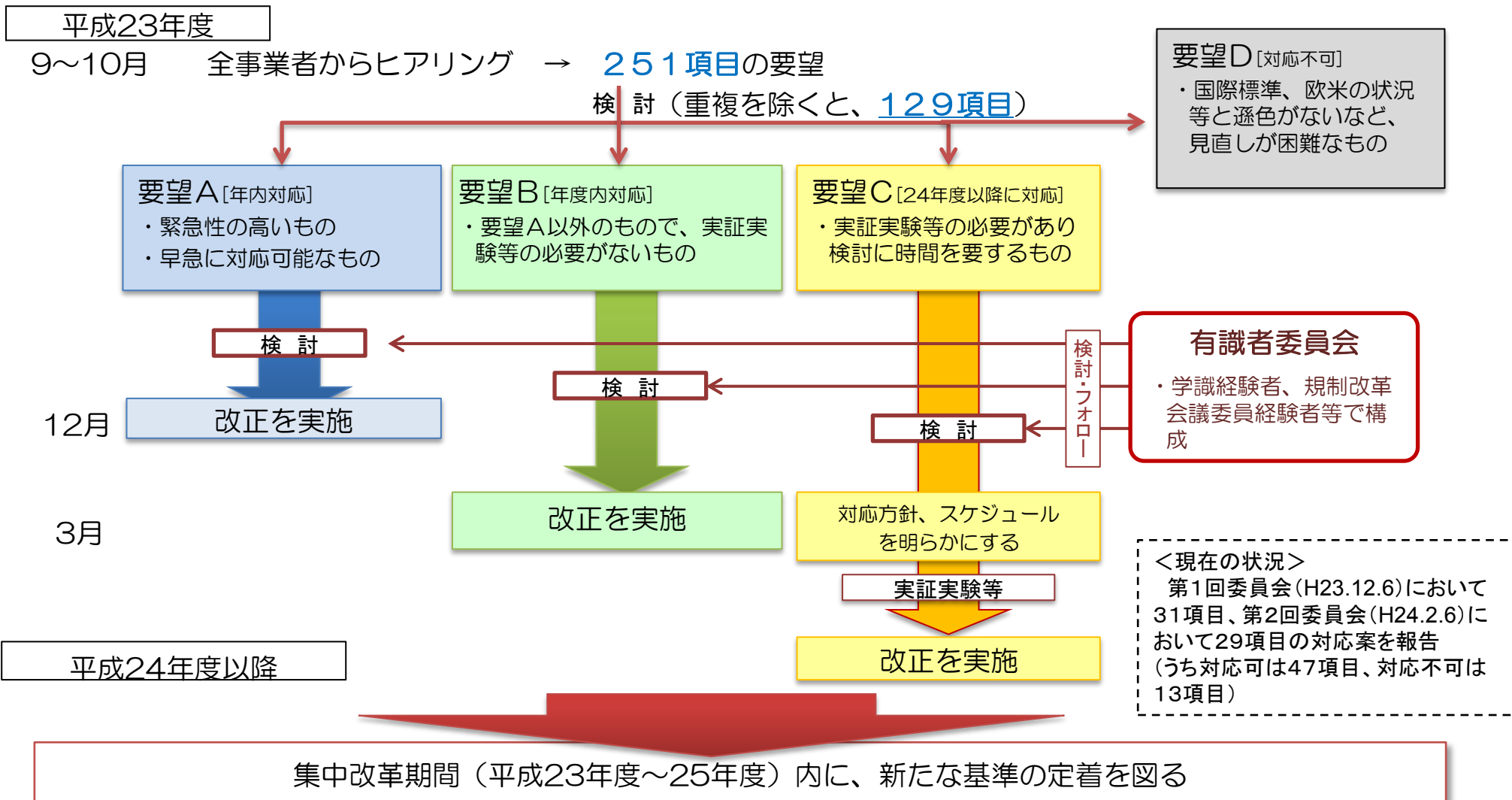
乗員資格等の相互承認を早期に実現するべく、米国をはじめとする諸外国との協議を積極的に進めていくとともに、ライセンス発給審査の効率化による外国籍運航乗務員の活用円滑化、旅客在機中給油の実施による機材の高稼働化等、まずは**航空会社のコスト削減に資する技術規制の緩和を重点的に行う**。

これに加え、**今後とも国際的動向を踏まえつつ、安全性が確保されることを前提として、技術規制の緩和を不断に実施する**。

利用者利便性の向上を通じた我が国の成長を実現

安全に関する技術規制のあり方検討

- 国土交通省成長戦略（平成22年5月）を踏まえ、航空の安全に関する技術規制（法令・通達・運用）のあり方を見直す。
- 国際標準、欧米の状況等を踏まえ、安全性を確保しつつ、国際競争力の強化及び利用者利便の向上を目指す。
- 年度内に実施することを原則とする。



安全に関する技術規制のあり方検討会 委員

(委員)

- ◎鈴木 真二 東京大学大学院工学系研究科 教授
石川 隆司 (独)宇宙航空研究開発機構 理事
今井 孝雄 (社)日本航空技術協会 会長
宇藤山 了 (財)航空輸送技術研究センター 専務理事
大上 二三雄 エム・アイ・コンサルティンググループ(株) 代表取締役社長
大内 学 (社)日本航空機操縦士協会 会長
戸崎 肇 早稲田大学アジア研究所 教授

(◎ : 座長)

(事業者)

要望を提出している全ての事業者が各回の議題に応じて検討会に参加

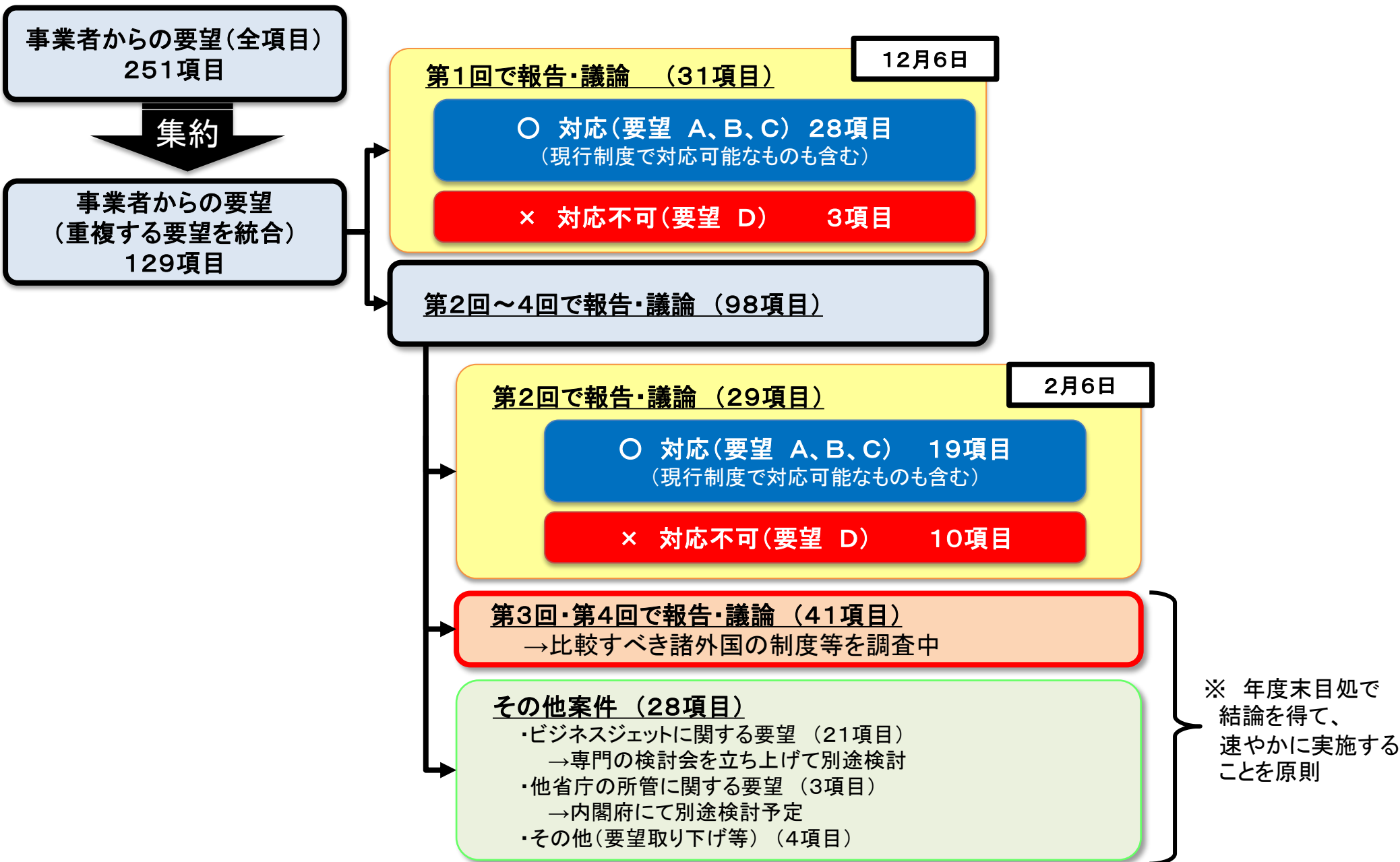
要望提出事業者 : ANA、JAL、ADO、FDA、NCA、PEACH、SFJ、SKY、SNA、朝日航洋、
アジア航測、中日本航空、森ビルシティエア (エクセル航空)

(航空局)

- 佐藤 善信 航空局次長
篠原 康弘 航空局航空ネットワーク部長
高橋 和弘 航空局安全部長
佐々木 良 航空局総務課長
その他関係課長等

(敬称略)

検討の流れ



航空法における航空機の安全規制について

(事業場制度、耐空証明検査における無線機器の検査、航空機予備備品に関する規制)

No.21 航空機製造事業法の適用基準の見直し

「航空法上の事業場認定に関する規制・制度の現状」

- ◆国際民間航空条約上、航空機の安全性は登録国が証明を行うこととなっている。
- ◆我が国に登録された航空機を整備・改造した場合にあっては、国等による安全性の確認が必要であるが、国が国際標準に基づき定めた基準に照らし、航空機を整備・改造の能力を有するとして認定した事業場にある場合は、航空機を整備・改造を実施後、国に代わって安全性の確認を行うことができる。

No.22 航空機に搭載された無線装置の定期検査の簡素化

「耐空証明検査における無線設備の検査」

- ◆航空機の耐空証明検査では、無線設備に対しては、航空機に搭載した状態で、その取付状況や運航中に特段の不具合が発生しないこと等を確認している。

No.23 航空機に搭載すべき無線設備の追加

「規制・制度の現状」

- ◆航空法では、航行中いかなる時においても管制機関と連絡ができる無線電話を装備するよう義務付けている。当該規定は、管制機関との連絡が可能かどうかという点にのみ着目しており、具体的な無線電話の種類については何ら指定していない。
- ◆航行する空域を管轄する管制機関との連絡がSATCOMにより可能であれば、SATCOMを航空法施行規則第147条に基づく無線電話として取り扱うことは差し支えない。